第十八条中「二級の技能検定」を「二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定」に改め、同条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　次に掲げる者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

イ　自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

ロ　旧技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）による内燃自動車工に係る技能者養成指導員検定に合格した者

第十八条第三号を次のように改める。

三　二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

第十八条第四号の次に次の二号を加える。

四の二　前条第二号イ、ロ若しくはハ又は前号イ若しくはロに掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し六月以上の実務経験を有する者

四の三　第一号の二ハ又はニに掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した者

第十八条に次の一項を加える。

2　二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二　前項第一号の二イ、ロ若しくはホからヌまでのいずれか又は同項第三号イ若しくはロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有する者

三　前条第二号イ、ロ若しくはハ又は前項第四号イ若しくはロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

四　運輸大臣が、前三号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

第十九条中「各号の一」を「各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号を除く。）のいずれか」に改め、同条第二号ロ中「前条第一号の二ロ」を「前条第一項第一号の二ロ」に改め、同号ハ中「前条第三号イ」を「前条第一項第一号の三イ」に改め、同条第三号中「前条第一号の二イ」を「前条第一項第一号の二イ」に改め、同条に次の二号を加える。

四　自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者

五　自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者

第十九条の二第一号中「三年」を「二年」に改め、同条第二号中「二年」を「一年六月」に改め、同号ロ中「第十八条第三号イ」を「第十八条第一項第一号の三イ」に改め、同条第三号イ中「第十八条第五号」を「第十八条第一項第五号」に改める。

第一号様式中「すでに」を「既に」に、「2級又は3級の最初に合格したものを記入すること」を「自動車整備士技能検定規則第17条から第19条までの該当する整備士の種類を記入すること」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第六号中「二級の自動車整備士の技能検定」の下に「（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第六十二条の二の二第一項第五号において同じ。）」を加える。

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第三条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第六十二条の二の二第一項の整備主任者」を「第六十二条の二の二第一項第五号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成十一年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書は、同条の規定による改正後の同様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、すでに合格した整備士の種類欄には、自動車整備士技能検定規則第十七条から第十九条までの該当する整備士の種類を記入するものとする。

（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

3　道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「の技能検定」の下に「（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第六十二条の二の二第一項第五号において同じ。）」を加える。

告　示

○通商産業省自治省告示第一号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十一年八月六日

通商産業大臣　与謝野　馨

自治大臣　野田　毅

第三号中「及び七十三番地の五」を「、七十三番地の五及び二百五十七番地」に改める。

第十五号ロ(2)中「八番地の六まで」の下に「、八番地の九から八番地の十一まで」を加える。

第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七及び十八　削除

第二十七号中「、十九番地の二」を「から十九番地の六まで」に改め、「七十六番地の三十八」の下に「、七十六番地の三十九」を加え、「、七十七番地の四十一」を「から七十七番地の四十三まで」に改め、「七十八番地の二十三」の下に「から七十八番地の二十七まで」を、「七十七番地の百」の下に「、七十七番地の百九、七十七番地の百十」を、「七十八番地の三十七」の下に「、七十八番地の八十五」を加える。

第四十五号(1)中「及び二千六百七十五番地の三十六」を「、二千六百七十五番地の三十六及び二千六百七十五番地の三十九から二千六百七十五番地の四十二まで」に改める。

第四十七号イ(2)中「五百六十八番地の三、五百九十番地の一」を削り、「千二百六十一番地の二」の下に「、千二百六十一番地の五」を加え、「から千二百六十六番地の三まで」を削り、「千三百二十九番地の一、千三百六十二番地の三、千三百七十二番地の一、千三百七十五番地の一、千三百七十五番地の七、千三百七十五番地の八及び千三百八十九番地の一」を「千二百七十七番地の四及び千三百番地の一」に改め、同号イ(3)中「二十七番地の六」の下に「、二十七番地の七」を加える。

第五十二号ハ(3)中「一番三」の下に「、一番十八から一番二十まで」を加える。

第五十四号イ(2)中「、七番四十六」を「から七番四十七まで」に改める。

第六十三号(1)中「から三百六十番地の三まで、四百七十番地の二」を「、三百六十番地の二」に改める。

第六十五号(1)を削り、同号(2)中「四番地の六十四まで」を「四番地の六十五まで」に改め、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)中「、四百六十四番地の三十」を削り、同号(3)を同号(2)とし、同号(4)中「、五百十三番」を「から五百一番まで、五百二番一、五百十番一、五百十一番一、五百十二番、五百十四番一」に改め、同号(4)を同号(3)とし、同号(5)を同号(4)とする。

第六十六号(1)中「九十一番五、」及び「及び九十二番三百二十四」を削る。